

平成 27 年度決算（正味財産計算書）

平成 27 年度決算の概要

1. 全体の収益状況

平成 27 年度総収入は 29 億 1 千 7 百万円となり、平成 26 年度総収入対比で 3 億 2 千万円の増収となりました。総支出は 29 億円で前年実績対比 3 億 2 千万円の支出増となりました。

当期利益は 1 千 5 百万円となり予算対比 5 千 2 百万円のプラス、前年実績対比 6 百万円のプラスとなりました。

当協会の収益の柱である産業カウンセラー養成講座受講者（通学制）は、前年度より 500 名近く減り収益の圧迫要素となりました。

一方、標準レベルキャリア・コンサルタント試験合格者が、国家資格キャリアコンサルタントに移行できることから、協会では 8 月と 3 月に試験を実施、また、受験に合わせキャリア・コンサルタント講座を実施したことにより、産業カウンセラー養成講座のマイナスをカバーすることができました。

この正味財産増減計算書は、公益目的支出事業を合わせたものです。一般事業（その他事業、法人会計）と、公益目的支出事業（実施事業）を分けて見ますと公益目的支出事業で 6 千 5 百万円のマイナス、一般事業で 8 千百万円のプラスとなります。（議案書公益目的財産支出計算書）

2. 収 入

個人会費収入は、会員数が 1,331 名増加（平成 27 年度末 29,573 名）し入金と合わせ前年度実績対比で 1 千 4 百万円の増収となりました。また、賛助会員収入は、会員数が 4 社 26 口（平成 27 年度末 279 社 337 口）減り前年度実績対比 19 万円の減収となりました。

事業収入全体（全国大会、受託事業を除く）では、23 億 6 千 8 百万円となり前年実績対比 1 億 6 千万円増収となりました。個別に事業収入を見ますと、試験事業で昨年実績対比 6 千 9 百万円の増収、通学制養成講座は全体の収益状況で述べたとおり、1 億 3 百万円の減収、通信養成講座は 5 百万円の減収、シニア講座は、2 千百万円の減収、キャリア講座は 1 億 7 千万円の増収となり、実技指導者育成講座を除く主要講座全体で、1 億 8 百万円の増収となりました。

会員研修では、資格登録更新研修が 7 月と 11 月に全国一斉に開催され約 7,800 名の方が受講、その後も支部主催で開催されたことにより 6 千 5 百万円の増収となりました。普及事業では 3 百万円の減収となりましたが、地方労働局からの受託事業を中部支部、四国支部を主に 1 億 5 千万円の受託、厚生労働省受託

事業「こころの耳」事業を昨年に引き続き受託し全体で1億9千万円の受託収入となり、前年実績対比で1億4千5百万円の受託増となりました。

相談事業は、公益目的支出事業である公開講座、無料電話相談、相談員の育成、能力向上研修、スーパービジョンを中心として行い、2千5百万円の収入となりました。

3. 支 出

事業全体（全国大会、受託事業費用を除く）では14億4千万円で、昨年実績対比で1億3千6百万円の支出増となりました。事業を個別に見ますと認定試験費用で6千7百万円の支出増、通学制養成講座は受講生減により4千6百万円の支出減（会場費等固定費が大きいため収入減に対し費用減が少ない）、通信制養成講座は、前年とほぼ同額の支出、シニア講座は、7百万円の支出減、キャリア講座は8千8百万円の支出増となりました。認定試験、キャリア講座の大幅な支出増は、全体の収益状況の中で述べたとおりキャリアコンサルタント資格国家資格化が決まったことにより、キャリア・コンサルタント講座及びキャリア・コンサルタント試験を3月に追加実施したことによるものです。

会員研修は資格登録更新研修費用の支出があったため3千7百万円の支出増となりました。普及事業は、前年実績対比1千6百万円の支出減、相談事業は2百万円の支出減となっています。

一般管理費は、経費削減に取り組んできましたが、国家資格キャリアコンサルタント受験資格取得のための講座を立ち上げるため、本部担当職員の人員増、テキストの作成、講師指導マニュアル等の作成をしたため前年実績対比2千3百万円の支出増となりました。

4. 公益目的支出事業について

平成27年度公益目的支出事業は、計画に則り「相談室の相談事業」3千万円「公開講座」1千2百万円「産業カウンセリング体験講座」1千2百万円「無料電話相談」1千百万円、4事業で合計6千5百万円の支出となりました。

公益目的支出事業は平成24年度3月末時点の剰余金（公益目的財産）10億9千5百万円の中から支出され、その他一般事業と分けて内閣府に報告いたします。27年度公益目的支出事業実施の結果、公益目的支出財産の残高は、9億2百万円となりました。

公益目的支出財産は、内閣府が認可した事業以外で支出することはできないため、公益目的支出財産が0になるまで上記4事業を計画的に実施していくこととなります。